

水質基準等の見直しについて

1. 趣旨

水質基準については、平成 15 年の厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について」において、最新の科学的知見に従い、逐次改正方式により見直しを行うこととされており、令和 6 年の水道行政の移管後は、環境省が水質基準逐次改正検討会を設置し所要の検討を進めている。

今回は検出状況、食品健康影響評価の新しい評価等による見直しを検討する。

平成 15 年 4 月 28 日 厚生科学審議会答申（厚科審第 5 号）「水質基準の見直し等について」

I. 基本的考え方

3. 逐次改正方式

水質基準については、最新の科学的知見に従い常に見直しが行われるべきであり、世界保健機関 (WHO) においても、飲料水水質ガイドラインの 3 訂版では、今後は“Rolling Revision”（逐次改正方式）によることとし、従来のような一定期間を経た上で改正作業に着手するという方式を改めるとしている。

我が国の水質基準においても、理念上は逐次改正方式によることとされているが、これを実効あらしめるためには、例えば、関連分野の専門家からなる水質基準の見直しのための常設の専門家会議を設置することが有益である。

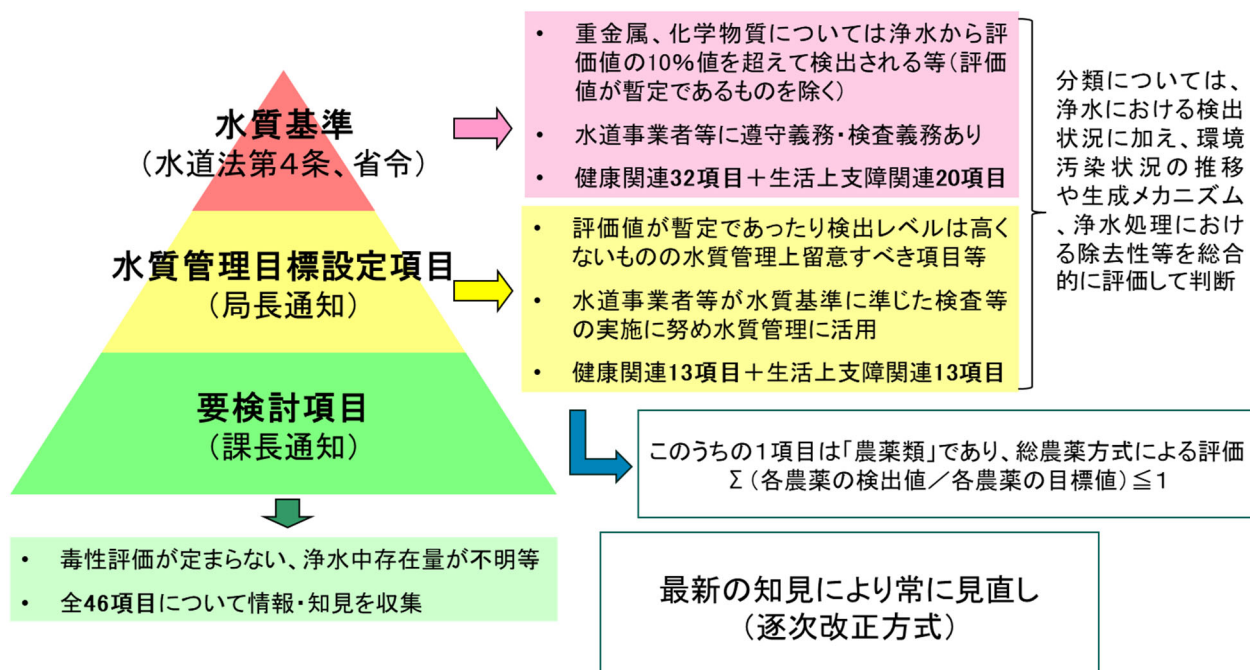


図1 水道水の水質基準等の体系図(令和8年4月1日以降)

2. 水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類見直し

(1) 分類見直しの検討方法

第8回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成22年2月2日）で了承された「水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類に関する考え方」（表1）に従って、これらの項目間での分類変更について検討した。

表1 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類要件

	分類要件1 YES		分類要件1 NO
	分類要件2 YES	分類要件2 NO	
見直し時点で 水質基準項目	水質基準項目	水質基準項目	水質管理目標 設定項目
見直し時点で水質 管理目標設定項目	水質基準項目	水質管理目標 設定項目	水質管理目標 設定項目

分類要件1：最近3ヶ年継続で評価値の10%超過地点が1地点以上存在

分類要件2：最近3ヶ年継続で評価値の50%超過地点が1地点以上存在

又は最近5ヶ年の間に評価値超過地点が1地点以上存在

ただし、個々の項目の水質基準項目及び水質管理目標設定項目への分類については、当該項目の浄水における検出状況に加え、環境汚染状況の推移や生成メカニズム、浄水処理における除去性等を総合的に評価して判断すべきであり、分類要件のみによってあてはめるべきものではない。

(2) 集計及び検討結果

ア 水質基準項目、水質管理目標設定項目及び農薬類

令和5年度までの水質検査結果を集計し、令和8年度の水質基準項目等を対象として分類要件に基づき項目を整理したところ、水質基準項目である「陰イオン界面活性剤」が分類変更の項目に該当した（表2）。農薬類については、水質基準への分類変更を検討すべき項目はなかった（表3）。

「陰イオン界面活性剤」については、令和7年度の検討会において「令和6年度以降の出荷量、排出量推計値を注視しながら、見直しの検討を継続する方針」としていることから、出荷量及び排出量のデータが蓄積された段階で改めて検討を行うこととする。

表2 分類要件に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類結果
(令和5年度までの検出データをもとに令和8年度の項目を分類)

	分類要件1 最近3ヶ年継続で評価値の10%超過地点が1地点以上存在		
	YES		NO
	分類要件2 最近3ヶ年継続で評価値の50%超過地点が1地点以上存在 又は最近5ヶ年の間に評価値超過地点が1地点以上存在		
	YES	NO	
見直し時点で 水質基準項目	水質基準項目 六価クロム化合物 ホウ素及びその化合物 1,4-ジオキサン PFOS及びPFOA クロロホルム ジクロロ酢酸 ジブromクロロメタン 臭素酸 総トリハロメタン トリクロロ酢酸 ブromジクロロメタン ブromホルム 亜鉛及びその化合物 非イオン界面活性剤	水質基準項目 カドミウム及びその化合物 セレン及びその化合物 四塩化炭素 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン ジクロロメタン ベンゼン クロロ酢酸 ホルムアルデヒド	水質管理目標設定項目 陰イオン界面活性剤
見直し時点で 水質管理目標 設定項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目
	<u>該当なし</u>	アンチモン及びその化合物 ニッケル及びその化合物 フタル酸ジ（2-エチルヘキシル） 亜塩素酸 メチル-tertブチルエーテル（MTBE） 1, 1-ジクロロエチレン	1, 2-ジクロロエタン トルエン 二酸化塩素 農薬類 1, 1, 1-トリクロロエタン

表3 分類要件に基づく農薬類（対象リスト掲載農薬類）の分類結果
(令和5年度までのデータでの評価)

分類要件1 最近3ヶ年継続で評価値の10%超過地点が1地点以上存在				
YES		NO		
分類要件2 最近3ヶ年継続で評価値の50%超過地点が1地点以上存在 又は最近5ヶ年の間に評価値超過地点が1地点以上存在				
YES	NO			
水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目		
見直し時点で 水質管理 目標設定項 目	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	ジウロン(DCMU)	フェントエート(PAP)
		ダラボン	ジクロベニル(DBN)	フェントラザミド
		2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	ジクロルボス(DDVP)	フサライド
		EPN	ジクワット	ブタクロール
		MCPA	エチルチオメトン	ブタミホス
		アシュラム	ジチオカルバメート系農薬	ブプロフェジン
		アセフエート	ジチオビル	フルアジナム
		アトラジン	シハロホップブチル	プレチラクロール
		アニロホス	シマジン(CAT)	プロシミドン
		アミトラズ	ジメタメリン	プロチオホス
		アラクロール	ジメトエート	プロピコナゾール
		イソキサチオン	シメリン	プロピザミド
		イソフェンホス	ダイアジン	プロベナゾール
		イソプロカルブ(MIPC)	ダイムロン	プロモブチド
		イソプロチオラン(IPT)	ダノメト、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	ベニミル
		イブフェンカルバゾン	チアジニル	ベンシクロン
		イブホス(IBP)	チウラム	ベンゾビシクロン
		イミノクタジン酢酸塩	チオジカルブ	ベンゾフェナップ
		インダナフエン	チオファネートメチル	ベンタゾン
		エスプロカルブ	チオベンカルブ	ベンディメタリン
		エトフェンブロックス	テフリルトリオン	ベンフルラカルブ
		エトスルファン(ベンゾエピノ、エトスルフェート)	テルブカルブ(MBPMC)	ベンフルラリン(ベスロジン)
		オキサジクロメホン	トリクロビル	ベンフレセート
		オキシ銅	トリクロロホン(DEP)	ホスチアゼート
		オリサストロビン	トリシクラーゾール	マラソン(マラチオン)
		カズサホス	トリフルラリン	メコブロップ(MCPP)
		カフエンストロール	ナブロバミド	メソミル
		カルタップ	バラコート	メトラキシル
		カルバリル(NAC)	ビベロホス	メチダチオン(DMTP)
		キノクラミン(ACN)	ビラクロニル	メミノストロビン
		キャプタン	ビラゾキシフェン	メトリジン
		クミルロン	ビラゾリネート(ビラゾレート)	メフェナセート
		グリホサート	ピリダフェンチオン	メプロニル
		グルホシネート	ピリブチカルブ	モリネート
		クロメブロップ	ピロキロン	
		クロロニトロフエン(CNP)	フィプロニル	
		クロルピリホス	フェニトロチオン(MEP)	
		クロロタロニル(TPN)	フェノブカルブ(BPMC)	
		シアナジン	フェリムゾン	
		シアノホス(CYAP)	フェンチオン(MPP)	

3. 農薬類の目標値等の見直し案

農薬類については、令和8年4月1日時点で水質基準に位置づけられている物質はなく、水質管理目標設定項目の一つとして「農薬類」が定められている。水道水（浄水）における農薬類の評価方法は、個々の農薬について検出値（濃度）を目標値（濃度）で除した値を計算し、それらを合算した値が1を超えないこととする「総農薬方式」を採用しており、測定を行う農薬は、各水道事業者等がその地域の状況を勘案して適切に選定することとされている。

検出状況や使用量などを勘案し、浄水で検出される可能性の高い農薬115物質が「対象農薬リスト掲載農薬類」として整理されているが、これらの農薬以外の農薬についても、地域の実情に応じて測定を行い、総農薬方式による評価を行うこととされている。

なお、農薬類には、「対象農薬リスト掲載農薬類」の他に「要検討農薬類」と「その他農薬類」等の分類区分がある（表4）。

表4 農薬類の分類区分

分類区分	内 容	項目数※
対象農薬リスト 掲載農薬類	目標値の1%を超えて浄水から検出されるおそれのあるものや、検出のおそれが小さくとも社会的な要請があるもの	115
要検討農薬類	対象農薬リストに掲載しない農薬類のうち、積極的に安全性評価及び検出状況に係る知見の収集に努めもの（目標値が未設定であるが、既存の許容一日摂取量（ADI）を用いて算定される評価値の1%を超えて検出されるおそれがあるものを含む）	15
その他農薬類	対象農薬リストに掲載しない農薬類のうち、測定しても浄水から検出されるおそれが小さく、検討の優先順位が低いもの	86

※項目数は令和8年4月1日時点

（参考）水質管理目標設定項目である農薬類とその目標値についての補足

「水質管理目標設定項目」は、一般環境中で検出されている物質や、今後水道水中で検出される可能性がある物質等について、水道水質管理上留意すべき物質として定めているものである。同項目の一つである「農薬類」については、水道原水中に存在していた農薬が、水道水中に残ってしまう場合などを考慮して「目標値」を設定している。

「目標値」とは、目標とする濃度ではなく、これを超えないことが望ましい濃度のことであり、水道水中ではなるべく低い濃度であることが望ましいとする考え方である。水質管理の目安であり、水道水を作る過程で農薬を入れるという趣旨ではない。

(1) 食品健康影響評価を踏まえた評価値の見直し

令和8年5月末までに示された内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価の結果のうち、これまでに水質基準逐次改正検討会にて、未検討のものをまとめた(表5)。

新評価値の算出方法は、内閣府食品安全委員会が設定した許容一日摂取量(ADI)を用い、1日2L摂取、体重50kg、割当率10%として算出した。

表5 食品健康影響評価の結果と水道水の評価値

略号※1	項目	食品安全委員会 評価結果通知 (版数)	新評価:ADI※2 (mg/kg 体重/日)	現行評価:ADI※2 (mg/kg 体重/日)	新 評価値 (mg/L)	現行 評価値 (mg/L)
対-011	アラクロール	R8.5.13 (3)	0.01	0.01	0.03	0.03
対-015	イソプロチオラン	R7.9.11 (6)	0.1	0.1	0.3	0.3
対-057	チアジニル	R7.9.11 (3)	0.04	0.04	0.1	0.1
対-060	チオファネートメチル	R7.7.10 (1) ※3	0.08	0.12	0.2	0.3
対-096	ベノミル	R7.7.10 (1) ※3	0.029	0.009	0.07	0.02
対-077	フィプロニル	R7.8.28 (3)	0.00019	0.00019	0.0005	0.0005
対-098	ベンゾビシクロン	R8.1.22 (2)	0.034	0.034	0.09	0.09
対-114	メプロニル	R7.9.11 (2)	0.05	0.05	0.1	0.1
要-002	イミダクロプリド	R7.7.16 (4)	0.057	0.057	0.1	0.1
他-081	ボスカリド	R7.12.24 (6)	0.044	0.044	0.1	0.1

※1 略号の意味

対： 対象農薬リスト掲載農薬類(平成15年10月10日付け健発第1010004号局長通知 別添2)

目標値の1%を超えて浄水から検出されるおそれのあるものや検出のおそれが小さくとも社会的な要請があるもの

要： 要検討農薬類(平成4年12月21日付け衛水第270号 別表第5)

積極的に安全性評価及び検出状況に係る知見の収集に努める農薬

他： その他農薬類(平成4年12月21日付け衛水第270号 別表第6)

測定しても浄水から検出されるおそれが小さく、検討の優先順位が低い農薬

※2 各農薬の評価値は許容一日摂取量(ADI)等から一定の計算式により計算した値で、目標値は浄水技術、測定技術等を考慮して設定する。目標値は評価値と同値となることもあれば、異なる値となることもある。

※3 農薬評価書「カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミル」中の第2部及び第3部

チオファネートメチル及びベノミルは、内閣府食品安全委員会の農薬評価書「カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミル」により個別のADIが示されている。チオファネートメチル及びベノミルはいずれも植物中でカルベンダジム(MBC)を生成すること、リスク管理機関において「カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミル」として食品中又は飼料中の基準値を設定するとされていることから、内閣府食品安全委員会ではこれらの総合評価を実施した、としている。今回、水道での総合評価について検討を行った(表6)。

表 6 食品健康影響評価の結果と水道水の評価値

		カルベンダジム(MBC)		チオファネートメチル		ベノミル	
基準等における位置づけ		未設定 (ベノミルの分解物として測定対象)		対象農薬リスト掲載農薬		対象農薬リスト掲載農薬	
根拠 ADI と目標値 (mg/kg 体重/日、mg/L)		ADI —	目標値 —	ADI 0.12	目標値 0.3	ADI 0.009	目標値 0.02
新 ADI と評価値 ※4 (mg/kg 体重/日、mg/L)		ADI 0.025	評価値 0.06	ADI 0.08	評価値 0.2	ADI 0.029	評価値 0.07
ADI(MBC 換算) (mg/kg 体重/日)		0.025		0.045		0.019	
出荷量 (t)	2019 年度 ※5	－		350. 3		106. 0	
	2020 年度	－		335. 4		103. 6	
	2021 年度	－		331. 5		101. 3	
	2022 年度	－		272. 4		103. 4	
	2023 年度	－		320. 0		95. 7	
加水分解試験 半減期		－		24. 5～2. 83×10 ⁴ 時間 (MBC が生成される)			
水中光分解試験 半減期 (滅菌蒸留水)		光照射区：110 日 暗対照区：434 日		－		－	
水中光分解試験 半減期 (自然水)		光照射区：110 日 暗対照区：249 日		－ (標識体の試験結果あり)		光照射区：30 分 暗対照区：83 分 (MBC 検出されず)	
水道における分析法		通知法により、MBC を測定し、ベノミルに換算する		通知法により、チオファネートメチルを直接測定する		通知法により、「ベノミルはメチルー２－ベンツイミダゾールカルバメートに変化すること」から、MBC を測定しベノミルに換算している。	
分析における濃度範囲下限 (mg/L)		固相抽出—LC—MS 法	0. 00002	固相抽出—HPLC 法	0. 002	(直接の検査法なし)	
		LC—MS 法	0. 0001	固相抽出—LC—MS 法	0. 00005		
		—	—	LC—MS 法	0. 003		

※4 評価値は、1 日 2L 摂取、体重 50kg、割当率 10%として算出している。

※5 農薬年度(2019 年度は 2018 年 10 月～2019 年 9 月)

〔内閣府食品安全委員会の「農薬評価書」、一般社団法人日本植物防疫協会の「農薬要覧」から H31(2019)～R05(2023)年度のデータを収集し、環境省水道水質・衛生管理室で表にまとめた〕

チオファネートメチルは、加水分解試験での半減期が条件によっては長く、個別に評価する必要があるため、水道では総合評価は行わないこととした。ただし、環境中でカルベンダジム(MBC)に代謝・分解されることも考えられ、ペノミルは分解物として MBC を測定することとしているため、ペノミルの濃度にはチオファネートメチル由来の MBC が含まれることを注釈に記載することとする。

現在の注釈

注 11) ベノミルの濃度は、メチル—2—ベンツイミダゾールカルバメート（MBC）として測定し、ベノミルに換算して算出すること。



改正案

注 11) ベノミルの濃度は、メチル—2—ベンツイミダゾールカルバメート（MBC）として測定し、ベノミルに換算して算出すること。なお、チオファネートメチル分解物由来のメチル—2—ベンツイミダゾールカルバメート（MBC）が含まれる可能性がある。

（２）今後の予定（パブリックコメントの実施）

上記の検討に基づき、チオファネートメチル（0.3mg/L →0.2mg/L）、ベノミル（0.02mg/L →0.07mg/L）の目標値の改正案及び注釈の改訂について、今後、30 日間のパブリックコメントを行う。

パブリックコメントの結果を踏まえ必要に応じて改正案を見直し、令和9年4月1日から適用する。